

東海大学

奨学金ガイド 2022

目次

※目次内容をクリックすると詳細内容を閲覧できます。

01 はじめに

02～14 日本学生支援機構貸与奨学金

(学部生)

02～04 概要・採用基準・保証制度について

05・06 予約採用者の手続き <給付奨学金と共通>

07・08 新規出願（定期採用）手続き

09 継続手続き

10 異動手続き

11 返還手続き

12 家計が急変したとき（緊急・応急採用）

(大学院生)

13・14 概要（大学院生）

15～21 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金+授業料等減免）

15・16 概要・採用基準

17・18 新規出願（定期採用）手続き

19 在籍報告手続き・継続手続き

20・21 家計が急変したとき

22 東海大学奨学金

26 地方公共団体・一般育英団体奨学金

28 大規模自然災害等被災学生支援制度

29 学費融資制度

30 学費延納制度・奨学金に関する問合せ先

□はじめに

1) 奨学金とは

経済的理由により修学に支障をきたすことなく、意欲的に学業に専念できるよう経済的に支援することを目的に、成績優秀者を対象とした奨学金、家計状況が急変した際の支援など、学内・学外問わず、学生のニーズに対応するさまざまな奨学金を用意しています。

奨学金には返還不要の「給付型」と返還義務のある「貸与型」があります。

給付型
返還不要

貸与型
返還の義務がある

貸与奨学金を利用する場合は、「将来責任をもって返還する」自覚を持つことが必要です！

2) 奨学金を申請するにあたって

- 奨学金は、基本的に学生本人の名義で貸与・給付を受けます。よって申込みや返還手続き等も原則、**学生本人が主体的に行うものと考えてください。**
- 奨学金の情報提供は、**TIPS**を通じて、学生本人に連絡・実施します。

《TIPSでの奨学金に関する情報》

「お知らせ」…主に奨学金の新規募集を連絡します。

「個人連絡」…主に奨学金の手続きや説明会について連絡します。

「キャビネット」…奨学金情報掲示や奨学金ガイド、手続き資料について掲載しています。

3) 奨学金の種類について

東海大学では、大きく分けて以下の4つの奨学金に申請ができます。※クリックすると、詳細内容が閲覧できます。

日本学生支援機構貸与奨学金<貸与>
([学部生用はこちら](#)・[大学院生用はこちら](#))

[高等教育の修学支援制度](#)
<授業料等減免・給付奨学金>

[東海大学奨学金](#) <貸与または給付>

[地方公共団体・一般育英団体奨学金](#)
<貸与または給付>

※その他に、「[学費融資制度（教育ローン）](#)」や「[大規模自然災害等被災学生支援制度](#)」があります。

4) 奨学金の出願資格について

以下の「**標準修業年限**」内に在籍していることが基本条件です。

標準修業年限を超えて在籍する場合、奨学金は利用できません。

また、除籍中や休学中に出願することも原則できません。

学部生	4年	8セメスターまで
大学院：修士・博士課程前期（M）	2年	4セメスターまで
大学院：博士・博士後期課程（D）	3年	6セメスターまで

5) 奨学金の停止・廃止について

奨学金によっては、成績不振者、素行不良者には、「**停止**」・「**廃止**」等の措置がとられることがあります。「**廃止**」となった場合、給付奨学金も貸与奨学金と同様に、返還が求められる場合があります。

日本学生支援機構貸与奨学金 概要(学部生)

国の事業である日本学生支援機構貸与奨学金は、採用数が多く、採用されると原則として標準修業年限まで継続して受給できる安定した奨学金制度です。東海大学でも、多くの在学生が利用しています。

【どうすれば採用になる？】・・・次の2通りがあります。

① 予約採用

高校在学中に申込み、採用候補者となっている新生が、入学後手続きを行い採用者となります。

② 定期採用

大学入学後、新規募集（4月または9月）に申込み、採用者となります。

また、保護者の死亡・失職・離縁・その他の理由で家計急変が生じた場合、年度の途中でも緊急的・応急的に出願することが可能です。→詳細は [P.12](#)

【いつ申し込みができる？】

一次募集：4月上旬～4月中旬

二次募集：9月下旬～10月上旬

【どうやって申し込むのか？】

おもにTIPS上で募集案内を出します。お見逃しがないようご確認ください。

【出願すれば必ず採用となるのか？】

新規に出願する場合、学力基準・家計基準の両方を満たしてはなりません。

□種別・月額・貸与可能な期間について

種別	概要		いつから	いつまで
第一種奨学金 (無利子)	自宅	2万、3万、4万、5万4千円(※1)	一次募集 …4月から	採用時から 標準修業年限 まで (最大48カ月) ※2
	自宅外	2万、3万、4万、5万、5万4千円(※1) 6万4千円(※1)	二次募集 …10月から	
第二種奨学金 (有利子)	2万円～12万円から選択(1万円単位で選択可能)		一次募集 …4～9月 二次募集 …10～3月	

※1 最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ、利用できます。

※2 成績不振者・素行不良者には「停止」・「廃止」等の措置がとられ、途中で貸与終了する場合があります。

□第二種奨学金の利子について

- ・貸与が終了した時より利子が発生します。
- ・利率は上限3.0%となっていますが、貸与終了後に正式な利率が決定されます。
[機構 HP](#) 上でも直近の貸与利率が公開されています。←クリックすると機構 HP に移行します
- ・出願時に、「利率の算定方法」(利子のつけ方)を、次のいずれかより選択します。

- 「利率固定方式」・・・返還開始時に確定した利率で、最後まで計算します。
- 「利率見直し方式」・・・およそ5年毎に適用利率が見直されます。



□採用基準

貸与奨学金は、審査の際、以下の「学力基準」および「家計基準」の両方を満たしている必要があります。

① 学力基準

学年	奨学金種別	第一種	第二種
新入生		高校成績が評定平均3.5以上の者、またはそれに準ずる者	出身学校における学業成績が、平均水準以上の者、またはそれに準ずる者
2年次生以上		大学での学業成績が所属学科内で上位1/3以内の者	大学における学業成績が平均水準以上であり、標準の修業年限で卒業見込みの者

【2年次生以上の場合（4月時点での修得単位数）】

原則として各学年の開始時に、下表の単位数（卒業要件に含まれるものに限る）を修得していること。ただし、休学・再入学・編入学などの履歴がある場合は、この限りではありません。

2年次生 (第3セメスター開始時)	3年次生 (第5セメスター開始時)	4年次生 (第7セメスター開始時)
32単位	64単位	96単位

※GPAは問いませんが、学修に意欲があり、4年間で確実に卒業できる見込みであること。
 ※単位が不足すると、途中で奨学生の資格が「停止」や「廃止」となる場合があります。
 特に4年次生進級時は、上記単位を修得していても、継続不可となる場合もあります。
 (例：卒業研究着手条件を満たしていない場合など)

② 家計基準

(4人世帯・自宅外通学の場合の基準)

	第一種① (※1)	第一種② (※2)	第二種	併用貸与
給与所得の世帯	852万円以下	809万円以下	1195万円以下	809万円以下
給与所得以外の世帯	444万円以下	401万円以下	787万円以下	401万円以下

※1 第一種①・・・第一種奨学金で最高月額以外の月額を選択可能

※2 第一種②・・・第一種奨学金で最高月額を選択可能

- ・父母双方の収入、または父母に代わって家計を支えている者の収入が選考の対象です。
- ・基準額は各家庭の状況や通学形態等より変動しますので、上記金額は目安としてご覧ください。

詳細は、日本学生支援機構が公開している
[進学資金シミュレーター](#)（←クリックするとHPに移行）
 でおおよその試算ができますので、確認してください。



□保証制度について

貸与奨学金は、学生本人が返還不能となった時に備え、保証制度を決めておく必要があります。保証制度には次の2種類があり、必ずどちらかを選択しなければなりません。

人的保証制度	本人の他に連帯保証人および保証人を設定し、3名体制で返還に臨む制度
	<ul style="list-style-type: none">・ 本人が返還不能となった場合、連帯保証人に返還していただきます。・ 本人および連帯保証人が返還不能となった場合、保証人に返還していただきます。・ 連帯保証人および保証人には、採用後の返還誓約書作成時、また月額変更等の各種異動手続きの際に、提出書類への署名・捺印（実印）と印鑑登録証明書を提出していただきます。 <p>連帯保証人、保証人の選任条件は以下のとおりです。</p> <p>連帯保証人・・・原則、父母のいずれか</p> <p>保証人・・・以下の条件を満たす、おじ・おば・兄弟・姉妹・いとこなど</p> <ol style="list-style-type: none">① 本人・連帯保証人とは別生計であること② 父母を除く、4親等以内の成年親族であること（学生不可）③ 申込時に65歳未満であること <p>※その他、債務整理（破産手続き）中でないことなども選任条件に含まれます。</p>

機関保証制度	国の定める保証機関に保証を依頼する制度
	<ul style="list-style-type: none">・ 本人が返還不能となり、一定期間の督促後、日本学生支援機構の請求に基づき、<u>保証機関が奨学生（返還者）に代わって残額を一括返還します。</u>保証機関が代位弁済した後は、保証機関より奨学生（返還者）に、その分の返還を請求します（求償権行使）。・ 機関保証制度を選択している場合、振込時に貸与月額の4%程度の金額が「保証料」として、保証機関より差し引かれ、残額が振り込まれます。 (例：月額50,000円の場合 → 約2,000円が毎月差し引かれます。)・ 人的保証と異なり、連帯保証人や保証人を選任する必要はありませんが、有事の際の連絡先として、本人以外の連絡先を1名設定する必要があります。 (特に選任条件はないため、父母のいずれかで結構です。)・ 機関保証に正式に採用となった後、人的保証に変更することはできません。

【注意！】

・「予約採用」の場合

高校で申込時には、誰を連帯保証人・保証人、または本人以外の連絡先にするかはまだ決まっていません。大学進学後の「進学届」提出時に正式な届出をすることになっています。また、「進学届」提出時であれば、保証制度を変更することは可能です。

・「定期採用」の場合

申込時点で制度の選択および人物の届出をしていただきます。

日本学生支援機構貸与奨学金 予約採用者の手続き (高等教育の修学支援制度 含む)

【対象者】 高校等を通じて入学前に奨学金を申し込んでおり、「令和4年度 大学等奨学生採用候補者決定通知」(以下、決定通知)が発行されている新入生

事前に確認しておきたいこと!

○決定通知の交付書類コードが「B」または「E」の場合、「入学時特別増額貸与奨学金(日本政策金融公庫の手続き必要)」と記載があります。この一時金を受ける場合は所定の手続きが必要になります。月額のみで問題ない方は、進学届提出時に、一時金のみ辞退してください。

○予約採用時点で、保証制度をどちらにするか選択していますが、進学届の提出(インターネット入力)前なら保証制度は変更可能です。制度の違いや保証人等の選任条件について、「概要」で確認してください。

入学後、進学届提出から初回振込みまでの流れ			
①決定通知など、必要書類の提出	引き換えに、「進学届」の入力に必要なID・パスワードを配付します。 (引換方法や場所等は、各カレッジで確認してください。)		
②「進学届」の提出	第1回	4/1(金)～4/7(木)	4/21(木)初回振込
	第2回	4/8(金)～4/21(木)	5/16(月)初回振込
	第3回	4/22(金)～5/23(月)	6/10(金)初回振込
	第4回	5/24(火)～6/22(水)	7/11(月)初回振込
③初回振込み	入力後、上記スケジュールで振り込まれます。 なお4月分から採用時点までの奨学金がまとめて入金されます。 例：第3回期間で入力 → 6/10(金)に4～6月分が入金される		

貸与奨学金の採用後の流れは [P.8](#)、給付奨学金の採用後の流れは [P.18](#) で確認してください。

※提出書類

- (1) 令和4年度 大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】・・・全員必要!(記入例 [P6](#))
あらかじめ裏面の「進学後記入欄」を記入しておいてください。
提出時は、必ず【進学先提出用】と【本人保管用】を切り離し、【進学先提出用】のみ提出してください。

(2) 以下の対象者のみ

対象者	必要書類
給付奨学金の採用候補者	授業料減免申請書 A様式1 (各カレッジまたはキャビネット内から取得し、作成)
給付奨学金の採用候補者で自宅外通学生	・通学形態変更届兼自宅外証明書送付状 様式35 ・自宅外通学を証明する書類 (アパートの賃貸借契約書のコピー等)
決定通知に「日本政策金融公庫の国の教育ローンの申込：必要」と記載されており、入学時特別増額貸与奨学金が必要な学生	国の教育ローンを利用できなかったことについての申告書、融資できない旨記載の通知文のコピー
外国籍の学生	在留資格に係る申込資格を満たす証明書類 (在留カードのコピー等)

採用候補者決定通知（見本）

（表面）

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学後】

令和3年10月18日

登録番号 99999901-100-00999

学年等 3年 10組

出席番号 A000001

氏名 学校用 見本 様
(ガツカワミナ)

* 99999901 #5999999 独立行政法人日本学生支援機構

交付書類コード = F

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

交付書類コードが「B」・「E」の方
入学時特別増額貸与奨学金も
貸与希望の方は、裏面3-(1)の
2点の書類が必要です。

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	貸与奨学金				
	給付奨学金	第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する	希望する

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

申込時の選択内容	貸与奨学金			
	給付奨学金	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件	支援区分: 第1区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用: 可 猶予年限特例: 対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 不要
貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
保証制度	*****	機関保証	機関保証	機関保証
利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

※1 給付奨学金の月額(利用条件)欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公立)及び進学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まらる。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護受給者で自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額(給付奨学金採用候補者のしおり)参照)に記載の()内の金額になります。

※2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます。「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります。

※3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者(国公立)及び進学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(貸与奨学金採用候補者のしおり)参照)から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用: 不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません(「最高月額以外の月額」からの選択となります)。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- 本通知に同封されている「給付奨学金採用候補者のしおり」又は「貸与奨学金採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- 本通知を紛失した場合には、奨学金の申込開始が大変遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

↑ 貸与月額や保証制度など、一部の予約内容は進学届入力時に変更できます。

（裏面）

【進学後記入欄】

学籍番号	2 C X X 1 2 3 4		
学部・学科	〇〇 学部 〇〇 学科		
(フリガナ)	トウカイ タロウ		
氏名	東海 太郎		
進学後の連絡先(本人)	住所	〒123-4567 〇〇県△△市□□町89-10	◇◇アパート101号室
	電話番号	- -	携帯電話番号 090 - 1234 - 5678

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月より自宅通学となるため)。

進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月より自宅外通学となるため)。

については、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

入学時特別増額貸与奨学金を利用します。

については、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。

- 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)
- 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー(印字ががきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)

入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(必要書類が揃えられなかった場合を含む)。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。

進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します(条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。

全員必ず記入!

【学籍番号】
学生証番号のことに。

【住所】
提出時に住んでいる「現住所」を記入。

【電話番号】
ない場合は記入不要。

日本学生支援機構貸与奨学金 新規出願(定期採用)手続き

本奨学金は、毎年4月または9月に新規出願が可能です。

【対象者】

新規に出願を希望する1 Semester～8 Semesterの学生

※受給中（予約採用中）の奨学金種別の変更または新たに追加希望する学生も含まれます

※給付奨学金（[高等教育の修学支援制度](#)）も希望する方は、同時に申込みとなります。

◎大学への学費の支払いは、春学期が4/20頃、秋学期が10/20頃となっています。本奨学金を利用して、当該学期の学費納入を考えている方は、出願と平行して、「[学費延納願](#)」を提出してください。

手順1 出願書類を大学から受け取る

配布期間、方法等については各カレッジごとに異なりますので、各自ご確認ください。

手順2 出願が完了するまでの主な手続き

一次（春学期） 4月～5月頃	① 出願書類を大学に提出	同意書や証明書等を提出いただきます。
二次（秋学期） 9月～10月頃	② インターネット上で 出願入力	この入力を基に「返還誓約書」が作成されます。 <u>誤入力をする</u> と、「返還誓約書」提出時に訂正が必要となり、 <u>今後の振込に影響</u> します。
※校舎によって 異なります。	③ マイナンバー提出書を 郵便局に提出 (簡易書留)	インターネット上で出願入力後、一週間以内に郵送で 機構に提出してください。 <u>マイナンバー情報の提出をもって出願完了</u> となります。

手順3 採用者となってからの主な手続き（「[概要](#)」ページも参照）

一次（春学期） 6月～7月頃	① 採用結果の発表および 初回の奨学金振込み	採用結果はTIPSにて通知します。
二次（秋学期） 9月～10月頃	② 採用手続き書類の配付	今後、受給する上での重要事項の伝達や、返還誓約書などの 採用手続き書類の配付を行います。
※校舎によって 異なります。	③ 返還誓約書の提出	<u>「返還誓約書」の提出が遅れると、振込がとまります！！</u> 家族の署名・捺印や、各種証明書類の取得も必要です。

□採用から返還までの大まかな流れ

※「[予約採用](#)」および「[定期採用](#)」の詳細については、該当ページをご確認ください。

採用決定後、 1〜2か月の間	1, 正式な採用者として決定 I 予約採用 入学後に手続きを行うことで、4月〜6月の期間で決定されます。 II 定期採用 新規出願後、審査を経て、決定されます。 毎月の振込みについて・・・採用が決定した時点から、振込みは始まります。 振込日→毎月11日（土・日・祝日と重なった場合は、その直前の金融機関営業日） （注）4月は21日、5月は16日と、通常の振込日と異なっています。
	2, 採用手続き書類の配布（初回振込み後に実施） 正式に採用者となった方に対し、「奨学生証」や「返還誓約書」といった重要書類をお渡しします。配付方法についてはTIPS等で連絡しますので、初回振込後に必ず確認してください。
	3, 返還誓約書の提出 「返還誓約書」は大学が定めた期間までに作成し、添付書類と合わせて提出してください。 返還誓約書の提出時に必要な添付書類 ※保証制度によって添付書類が異なります。 <人的保証> ・収入に関する証明書類（連帯保証人） ・印鑑登録証明書（連帯保証人および保証人） <機関保証> ・保証依頼書 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">*「人的保証」「機関保証」とは？ 詳細はP.4</div> 【注意】提出を怠った場合には次の措置が取られることがあります。 ・振込みが止められ奨学金が廃止となります。 ・機構より、その時点までに振り込まれた奨学金を一括で返還するよう請求されます。
毎年12月〜1月	4, 次年度への継続手続き 本奨学金は、年1回（12月〜1月にかけて）、継続の手続きを行う必要があります。（手続き方法、日程等は12月にTIPSで連絡します。） 【注意】 ▼ 手続きを行えば必ず継続されるわけではありません。人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、学業不振者・素行不良者には、「警告」「停止」「廃止」の措置が取られます。 ▼ 手続きを怠った場合、奨学金が「廃止」となります。 当該年度3月までで奨学金の貸与が終了となり、返還手続きも求められます。
貸与終了時	5, 返還用口座の設定 貸与終了する学生に、返還に関する書類を配布します。今までの貸与総額や返還計画などが記載された「 <u>貸与奨学金返還確認票</u> 」及び「 <u>口座振替（リレー口座）加入申込書</u> 」をお渡しします。 この用紙に必要事項を記入の上、金融機関窓口にて返還していく口座（リレー口座）を設定します。（満期で貸与終了する学生には、4年次生の秋に配布） 【注意】リレー口座を設定しないと返還の延滞に繋がるため、貸与終了時は必ず設定すること。

日本学生支援機構貸与奨学金 継続手続き

(1) 手続きについて

年1回(12月～1月にかけて)、「奨学金継続願」の手続きを行う必要があります。
継続の要件や詳細な手続き方法・日時については12月以降にTIPSにて連絡します。

(2) どのように手続きを行うのか

機構の奨学金ポータルサイト「スカラネット・パーソナル」(←クリックするとHPに移行)から、奨学生個別のページにログインし、手続きとなります。

注意!

「スカラネット・パーソナル」とは、**申込時に利用する「スカラネット」とは別のシステムで、**採用後に利用することになるシステムですので、各自で登録を済ませておいてください。初めて利用する際に「新規登録」が必要です。採用後に各自で、今後ログインする際に必要なユーザーID・パスワードを自由に設定します。定期的に再設定も必要なため、ご注意ください。

誤った内容で届出してしまうと、後々の回復作業に手間がかかってしまいます。
配布する「継続願入力準備用紙」を事前に作成し、それを基に入力してください。

(3) 手続きを怠った場合はどうなるのか

- ・ **手続きを怠った場合、奨学金が「廃止」となります。**
当該年度3月までで奨学金の受給が終了となり、返還手続きが求められます。
- ・ また逆に、手続きを行えば必ず継続されるわけでもありません。
人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、その上で学業不振者・素行不良者に対しては、「警告」、「停止」、「廃止」などの措置が取られることがあります。

(4) 4月以降の手続きについて

- ・ 「継続」…通常通り振り込まれます。(4月の振込日は21日です。ご注意ください。)
- ・ 「警告」…通常通り振り込まれますが、4月下旬～5月上旬にかけて、機構から学生宛の通知文が大学に送られてきます。届き次第ご連絡します。
- ・ 「停止」または「廃止」…**4月分の振込みはありません。**
その後の対応については追って連絡します。大学からの電話、またはTIPS上で連絡が来ていないか確認してください。

日本学生支援機構貸与奨学金 異動手続き

- ・ 機構に登録されている各種情報を変更することを「異動手続き」と言います。
- ・ 基本的に「返還誓約書」を提出した後でないと、各種届出はできません。
また、次の事項が自身に発生する（した）場合、速やかに届出が必要です。

異動の内容	所定の手続きをしないと・・・
大学を休学・退学する	機構の規程により、休学または退学となった時点で振込みを止めなくてはならない。 連絡が遅れると余分な振込みが発生し、場合によっては返金が必要になるため、早めに相談すること。
大学を除籍となる (主に学費未納の場合など)	休学・退学と同様、機構の規定により、除籍となった時点で振込みを止めなくてはならない。 期限までの支払いが困難な場合、学費延納制度があるので、早めに学籍担当や奨学金担当へ相談すること。
貸与が終了する (満期終了の他、途中辞退、 廃止となる場合を含む)	奨学金の返還は貸与終了より7か月後からはじまる。 途中辞退した、廃止となった場合は、在学中の返還猶予の手続きをしないと、すぐに返還が始まることになる。
氏名が変わる	機構の登録と氏名（特に振込口座）が異なる場合、内容不一致により、振込みが止まる可能性がある。
学部・学科が変わる (転学部・転学科)	今後、機構から発行される各種書類が古い情報のまま作成され、配付の際に混乱が生じる恐れがある。
海外の大学へ留学する (休学または空セメ)	休学の場合・・・通常は休止する必要があるが、3か月以上の留学の場合、留学中も貸与が認められる場合があります。 空セメの場合・・・「空セメ」とは授業を履修しないセメスターのことを言います。授業を履修していなくても在学中と同じ扱いとなるため、振込みを止める必要はない。

◎任意の変更が不可、または変更できない項目

- ・ 第二種から第一種への変更を希望する場合は、第一種の新規出願が必要です。
- ・ 採用時に機構に登録された個人情報（電話番号、メールアドレス等）は、貸与中は基本的に変更できません。
ただし住民票の住所と、それに伴う電話番号の変更のみ、随時変更を受け付けています。
各カレッジへご相談ください。また並行して、**大学への住所変更届出も必ず行ってください。**
- ・ 貸与が終了、または終了間近になると、いくつかの項目が変更できなくなります。
特に利率の算定方法（利子の付け方）など、返還に関する項目は事前に見直してください。
- ・ 返還時の割賦方法（分割払いの方法）は、採用時に選択したものを変更できません。

日本学生支援機構貸与奨学金 返還手続き

(1) 返還の開始時期・分割方法について

- ・返還の開始は、貸与終了の翌月から数えて7か月目からです。3月で卒業（修了）の場合は、その年の10月から開始となります。これは途中辞退や、退学による貸与終了の場合も同様です。途中辞退の場合は、「在学猶予願」を提出しないと、在学中から返還が始まるので、ご注意ください。
- ・返還は貸与総額に応じて、**機構が自動的に設定した割賦（分割）方法・返金額で実施されます。**割賦方法は二通りあり、いずれかを選択することになっています。選択後の変更はできません。
 - ① 月賦返還 … 毎月定額での返還
 - ② 併用返還 … 返還金の半分は毎月返還し、もう半分は半年に1回返還する、月賦と半年賦とを併せた返還
- ・貸与終了の前後で、金融機関の窓口で返還用口座の設定をしていただきます。

(2) 延滞してしまった場合

- ・リレー口座を設定しなかった、残高不足で引き落としができなかったなどの場合、「延滞」となります。延滞金が発生する他、一定期間、延滞が続いてしまった場合、機構から「個人情報提供され、消費者ローンが組めなくなる、クレジットカードの使用が停止される、といった処置が取られる恐れがあります。十分ご注意ください。

(3) 返還の猶予

- ・貸与終了後も引き続き在学する場合（途中辞退や大学院への進学、留年する場合など）は、「在学中の返還猶予願」を提出することで、返還開始を待ってもらうことができます。こちらは貸与終了後の翌月以降、各自スカラネット・パーソナル上で届出してください。（届出時に、キャンパスごとの「学校番号・区分」の入力が必要です。各キャンパスに確認の上、詳細な入力方法は、機構HPからご確認ください。→ [在学猶予 | JASSO](#)）
- ・卒業生も経済的に返還が困難であると判断されれば、猶予が可能です。日本学生支援機構の[奨学金相談センター](#)まで直接お問い合わせください。

(4) 返還時の利率について（第二種奨学金のみ）

- ・第二種奨学金の返還時の利率は、貸与終了後に決定されます。
- ・返還手続き説明会で配付される「貸与奨学金返還確認票」には、上限利率の3.0%で仮の記載・計算がされています。詳細は機構HP↓からご確認ください。
[平成19年4月以降に奨学生に採用された方の利率 | JASSO](#)

(5) 具体的な返還計画の試算について

- ・機構ホームページの「[奨学金貸与・返還シミュレーション](#)」から、返還計画の試算が可能です。特に第二種奨学金の場合、返還時の利率を細かく設定して試算することができますので、参考にしてください。



日本学生支援機構貸与奨学金 家計が急変したとき

本奨学金は、やむを得ない事由により家計が急変（事由発生時点から1年以内）した方で、次表のいずれかに該当する場合、年度の途中においても出願が可能です。

ただし、**該当する事由を証明する書類が提出できない場合は出願できません。**

相談窓口：各カレッジ奨学金担当

※給付奨学金の家計急変採用は「出願可能な事由」が異なります。詳細は、[「高等教育の修学支援新制度」ページ](#)をご確認ください。

※下図は一例です。これ以外にも、急変が生じていると判断できれば申請可能な場合があります。

緊急・応急の出願が可能な事由	事由を証明する書類
生計維持者の失職、退職、休職など	解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等 (離職年月日と失業の事実が確認できるもの)
生計維持者の破産	破産手続開始決定の通知書等 (民事再生法等の法的申立てを行っていることが確認できるもの)
生計維持者の病気	診断書、治療計画書、医療費の領収書など (病気による就業困難や治療費による支出の増大が確認できるもの)
生計維持者の離別	戸籍謄本(抄本)、離婚届受理証明書等 (離別年月が確認できるもの)
火災・風水害・震災などの他、災害救助法の適用を受ける著しい被害、またはそれに準ずる被害を受けた場合	罹災証明書、被災証明書など
新型コロナウイルス感染症の影響によるもの	公的支援の証明書、勤務先発行の減給となる旨の通知文等 (減収した年月が確認できるもの)

※奨学金種別・貸与月額など

学年	奨学金種別	貸与月額	いつから (貸与始期)	いつまで (貸与終期)
全学年	緊急採用 (第一種)	「第一種」奨学金の基準に準ずる	家計急変の事由が発生した月～2023年3月の間で希望する月	原則、採用となった年度の3月まで
	応急採用 (第二種)	「第二種」奨学金の基準に準ずる	2022年4月～2023年3月の間で希望する月	標準修業年限が終了するまで

※本制度は、あくまで年度の途中で採用機会を設けるものです。すでに日本学生支援機構奨学金の第一種・第二種を貸与している場合、重複して同種の奨学金を貸与することはできません。

日本学生支援機構貸与奨学金 概要(大学院生)

学業・人物ともに優秀で、将来、教育者・研究者・高度の専門性を要する職業人の育成を目的として日本学生支援機構が貸与する奨学金です。

□ **申込について** 申込方法は、以下の二つがあります。

① 予約採用（学部4年次生時に出願）

大学院進学が決定している方が、事前に奨学金を申し込んでおく制度です。
採用候補者となった場合、進学後に「進学届」を提出することで貸与が開始します。
(学部生と同様、提出時期によって、振込み開始が異なります。)

※申込の受付は、進学先の校舎・大学での対応になります。
進学先が他校舎、あるいは他大学となる場合は直接進学先までお問い合わせください。

(申込スケジュールの例)

10月初旬	10月中旬～下旬	翌年1月中旬～下旬	4月以降 (大学院入学後)	5月下旬以降
予約募集の案内 出願書類の配布	願書の提出および インターネット入力	採用発表および 採用候補者決定通知 の配付	「進学届」の提出に より、振込み開始	返還誓約書の 提出

② 定期採用（大学院入学後に出願）

4月に申請後、7月に採用者として決定・振込開始となる予定です。
※秋学期入学者には、別途案内いたします。

(申込スケジュールの例)

4月上旬（予定）	4月下旬	7月上旬	7月下旬	8月下旬
新規募集の案内 出願書類の配布	願書の提出および インターネット入力	採用発表および 初回振込み	採用手続き書類の 配布	返還誓約書の提出

※保証制度や、採用後の各種手続きについては、[「P2 概要（学部生）」](#)の項をご参照ください。

□ 奨学金の種類

併願（第一種不採用時に第二種希望）や併用（第一種・第二種両方を貸与）も可能です。

ただし返還時のことを考え、くれぐれも借り過ぎにご注意ください。

種 別	課 程	貸 与 月 額
第一種奨学金 (無利子)	修士・博士課程前期	5万円または8万8千円
	博士・博士課程後期	8万円または12万2千円
第二種奨学金 (有利子)	大学院の全課程	5・8・10・13・15万円から選択

□ **選考基準** 修学状況と本人および配偶者の収入金額とを総合的に判断し決定します。

① **学力基準**

- イ) 大学・大学院における成績が優れ、将来、教育・研究者、高度な専門性を要する職業人として活動する能力のある者
- ロ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者

② **家計基準**

本人および配偶者の収入金額が次の収入基準額を超えると推薦できません。

課 程	第一種	第二種	併用貸与
修士・博士課程前期	299万円以下	536万円以下	284万円以下
博士・博士課程後期	340万円以下	718万円以下	299万円以下

● 特に優れた業績による返還免除制度について ●

日本学生支援機構第一種奨学金（大学院）の貸与を受けた者で、在学中に特に優れた業績をあげた者について、奨学金の全部または一部（半額）が免除される制度です。

（申請方法については、時期が来たら各カレッジの奨学金担当、または研究科の各指導教員に確認してください。）

対 象 者：《第一種奨学金》の貸与を受け、当該年度に貸与が終了する大学院生

※**貸与終了または辞退する年度のみ**の申請となりますので、ご注意ください。

免除人数：《第一種奨学金》の貸与期間終了者数の 100 分の 30 以下

免 除 額：全額免除…免除人数のうち、推薦順位の上位 3 分の 1 以内の者
半額免除…免除人数のうち、推薦順位の上位 3 分の 2 以下の者

評価対象：学問分野での成果や発明・発見、専門分野に関する文化・芸術・スポーツにおける活躍、ボランティア等での社会貢献等

募集時期：貸与終了年度の 12 月末～翌年 1 月以降、研究科を通じて出願

※**途中辞退する場合は、辞退した年度中に申請が必要です！**

結果発表：翌年 7 月下旬以降に日本学生支援機構より採用者本人宛に通知されます。

年 度	課 程	貸与終了者数	全額免除認定者数	半額免除認定者数
2018	修 士	145	16	30
	博 士	4	1	0
2019	修 士	128	13	26
	博 士	11	1	3
2020	修 士	117	12	23
	博 士	12	1	2

博士課程の新生で、貸与終了までに特に優れた業績をあげると見込まれる方に限り、上記返還免除の内定を受けられる制度があります。内定者となった場合、博士課程在学かつ貸与期間中に優れた業績を挙げ、貸与終了年度に改めて「特に優れた業績による返還免除」を申請することで、正式に返還免除候補者として推薦されます。申請時期は概ね 12 月～翌年 1 月となります。

高等教育の修学支援新制度 概要

非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生に対して、給付奨学金・授業料等減免の支援を行う制度です。

【支援内容】

所得に応じて、採用の区分は3段階に分かれます。

	給付型奨学金（月額）		授業料等減免	
	自宅通学	自宅外通学	入学金（1回）	授業料（年額）
第Ⅰ区分 住民税非課税世帯	38,300円 (42,500円)	75,800円	上限26万円	上限70万円
第Ⅱ区分 第Ⅰ区分の2/3	25,600円 (28,400円)	50,600円	上限17.3万円	上限46.6万円
第Ⅲ区分 第Ⅰ区分の1/3	12,800円 (14,200円)	25,300円	上限8.6万円	上限23.3万円

※毎年10月に所得による見直しがあり、区分が変更した場合は、減免額・給付額が変更または停止となります。

※入学金の減免は、予約採用者または入学年度の4月に申請した在学採用者のみが対象です。

【支援期間】

採用時から標準修業年限（卒業するまで）に限ります。ただし、家計状況や学業成績によっては、年度途中で区分変更や「停止」・「廃止」等の措置がとられることもあります。

【併給調整】

修学支援制度を利用する方が、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸与を受ける場合、同時に受けることができる第一種奨学金の月額が以下の額に調整されます。

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
自宅通学生	0円	0円	21,700円
自宅外通学生	0円	0円	19,200円

注意！：併給調整により、第一種奨学金の振込金額が0円の場合でも、「第一種貸与奨学生」としての身分がありますので、返還誓約書や継続願の提出等の手続きをする必要があります。

「第一種貸与奨学生」としての身分があることで、家計状況によって修学支援制度が「支援区分Ⅲ」や「支援区分外で停止」となった場合、第一種の振込金額が自動的に「第Ⅲ区分」の場合は上記の額、「支援区分外」の場合は本来設定していた金額に戻ります。

【申請方法】

次の2通りがあります。

① 予約採用

高校在学中に申込み、採用候補者となっている新生が、進学後手続きを行い採用者となります。

② 定期採用：

大学入学後、新規募集（4月または9～10月）に申込み、採用者となります。

また、生計維持者の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変（家計急変）した場合、家計急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合、事由発生後3か月以内であれば[家計急変採用](#)の対象として出願可能です。

★採用基準

採用になるには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

①学業成績や学修意欲に関する要件

新入生	2年次生以上
次のいずれかに該当すること ①高校等における評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校卒業程度認定試験の合格者 ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できる者	大学での学業成績が次のいずれかに該当すること ①所属学科における上位1/2位以内であること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

②世帯収入や資産に関する要件

次のア・イいずれにも該当する者

ア 収入に関する基準

第Ⅰ区分 学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分 学生本人と生計維持者の支給額算定基準額が25,600円以上51,300円未満であること

イ 資産に関する基準

学生本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満であること
（生計維持者が1人の場合は1,250万円未満）

※支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）（100円未満切り捨て）
詳細は、「[進学資金シミュレーター](#)（←クリックするとHPに移行）」でおおよその試算ができます。出願前に確認してください。

その他、以下の要件も満たしていないと出願ができません！

③高校卒業から入学までの期間に係る要件

高校を卒業した日の属する年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない者
※編入学や転学、高等学校卒業程度認定試験に合格している方は、別途基準があります。

④国籍・在留資格等に関する要件

- ・日本国籍を有していること
- ・外国籍の場合、ア～ウいずれかに該当する人
 - ア 法定特別永住者
 - イ 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者」、「永住者の配偶者等」
 - ウ 在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

高等教育の修学支援新制度 新規出願(定期採用)手続き

本奨学金は、毎年4月と9月に新規出願が可能です。(原則年2回の募集となっていますのでご注意ください。)

【対象者】

新規に出願を希望する1 Semester～8 Semesterの学生

※受給中(予約採用中)の奨学金種別の変更または新たに追加希望する学生も含まれます

※[貸与奨学金](#)も希望する方は、同時に申込みとなります。

◎大学への学費の支払いは、春学期が4/20頃、秋学期が10/20頃となっています。本制度を利用して当該学期の学費納入を考えている方は、出願と平行して、「[学費延納願](#)」を提出してください。

手順1 願書の受け取り

配布期間、方法等については各カレッジごとに異なりますので、各自ご確認ください。

手順2 出願が完了するまでの主な手続き

一次(春学期) 4月～5月頃	① 出願書類を大学に提出	同意書や証明書類等を提出いただきます。
二次(秋学期) 9月～10月頃	② インターネット入力	スカラネット入力が必要となります。
※校舎によって 異なります。	③ マイナンバー提出書を 郵便局に提出 (簡易書留)	インターネット上で出願入力後、一週間以内に郵送で 機構に提出してください。 マイナンバー情報の提出をもって出願完了となります。

手順3 採用者となってからの主な手続き(「[概要](#)」ページも参照のこと)

一次(春学期) 6月～7月頃	① 採用結果の発表および 初回の奨学金振込み	採用結果はTIPSにて通知します。
二次(秋学期) 9月～10月頃	② 採用決定書類の配布	今後、受給する上での重要事項の伝達や、採用決定に 関する重要書類の配付を行います。
※校舎によって 異なります。		

※採用された学期の納入済みの授業料等減免分については、奨学金振込口座に振り込みます。

□採用から給付終了までの大まかな流れ

※「[予約採用](#)」および「[定期採用](#)」の詳細については、該当ページをご確認ください。

採用決定後、 1 2 か月の間	<h3>1, 正式な採用者として決定</h3> <p>I 予約採用 入学後に手続きを行うことで、4月～6月の期間で決定されます。 II 定期採用 新規出願後、審査を経て、決定されます。</p> <p>毎月の振込みについて・・・採用が決定した時点から、振込みは始まります。 振込日→毎月11日（土・日・祝日と重なった場合は、その直前の金融機関営業日） （注）4月は21日、5月は16日と、通常の振込日と異なっています。</p>
	<h3>2, 採用手続き書類の配布（初回振込み後に実施）</h3> <p>正式に採用者となった方に対し、「奨学生証」といった重要書類をお渡しします。配付方法については、TIPSで連絡しますので、初回振込後に必ず確認してください。</p>
	<h3>3, 自宅外証明書類等の提出</h3> <p>自宅外通学の方は自宅外通学を証明する書類（賃貸借契約書など）の提出が必要です。 【注意】提出を怠った場合、自宅月額のままとなります。</p>
7 毎年 4 10 月	<h3>4, 在籍報告手続き（年3回）（P21も参照）</h3> <p>年3回（4月・7月・10月）、日本学生支援機構に大学に在学していることを報告する「在籍報告」の手続きを行う必要があります。（手続き方法、日程等は別途連絡します。） 【注意】手続きを怠った場合、奨学金は「停止」となり、振込がとまります。</p>
毎年 3 月	<h3>5, 授業料減免継続願の提出</h3> <p>年間2回適格認定が行われることを踏まえ、同時期に授業料減免継続願の提出が必要です。（手続き方法、日程等は別途連絡します。） 【注意】締切りまでに提出を怠った場合、次学期以降の授業料減免が「停止」となります。</p>
毎年 10 月頃	<h3>6, 家計による支援区分の見直し[適格認定(家計)]（重要）</h3> <p>奨学金支給期間中、毎年、奨学生本人及び生計維持者の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変の場合は3か月ごとの）、支援区分が決定されます。 支援区分の見直し結果については、スカラネット・パーソナル「奨学生番号ごとの詳細情報」画面の支援区分適用履歴で確認することが可能です。</p>
毎年 12 月 1 月	<h3>7, 次年度への継続手続き[適格認定(学業)]（重要）</h3> <p>年1回（12月～1月にかけて）、「奨学金継続願」の手続きを行う必要があります。（手続き方法、日程等は別途連絡します。）（P21も参照） 【注意】 ▼ 手続きを行えば必ず継続されるわけではありません。人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、その上で学業不振者・素行不良者には「警告」・「廃止」の措置が取られます。「廃止」となった場合は、給付始期に遡って返還が求められる可能性があります。 ▼ 手続きを怠った場合、奨学金が「停止」となり、4月以降の振込がとまります。</p>

高等教育の修学支援新制度 在籍報告手続き

年3回（4月・7月・10月）に、機構に、大学に在学していることを報告する「在籍報告」の手続きを行う必要があります。（手続き方法、日程等はTIPSで連絡します。）
※採用初年度は、4月の在籍報告手続きはありません。

機構が開設している奨学金ポータルサイト「[スカラネット・パーソナル](#)」（←クリックするとHPに移行）から、奨学生個別のページにログインし、そこからの届出となります。

注意！

「スカラネット・パーソナル」とは、**申込時に利用する「スカラネット」とは別のシステムで、**採用後に利用することになるシステムですので、各自で登録を済ませておいてください。初めて利用する際に「新規登録が必要です。採用後に各自で、今後ログインする際に必要なユーザーID・パスワードを自由に設定します。定期的に再設定も必要なため、ご注意ください。

手続きを怠った場合、奨学金が「停止」となり、翌月以降の振込が止まります。

高等教育の修学支援新制度 継続手続き

年1回（12月～1月にかけて）、「奨学金継続願」の手続きを行う必要があります。
機構が開設している奨学金ポータルサイト「[スカラネット・パーソナル](#)」（←クリックするとHPに移行）から、奨学生個別のページにログインし、そこからの届出となります。

◎授業料減免継続願について

・年間2回適格認定が行われることを踏まえ、同時期に授業料減免継続願の提出が必要です。
学校の指定した期日までに提出を怠れば、次学期以降の授業料減免が「停止」となり、正規の授業料をお支払いいただくこととなります。

◎適格認定(学業)について

・提出された「奨学金継続願」の内容と人物・学業・経済状況などを総合的に審査し、次年度奨学金継続の可否を判断します。学業不振者・素行不良者には、「警告」、「廃止」の措置が取られます。
「廃止（返還あり）」になった場合は、当該年度に減免された授業料の返金および支給された給付奨学金の返還が求められます。

◎学業成績基準

区分	学業成績の基準（以下のいずれかに当てはまる場合）	次年度以降の給付奨学金	次年度以降の授業料減免
廃止 （返還あり）	・修得単位数が標準単位数の1割以下 ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合	振り込まれません。 また支給済みの奨学金を返還していただきます。	授業料の減免はありません。 また、減免済みの授業料相当額を返還していただきます。
廃止 （返還なし）	・標準修業年限で卒業できないことが確定 ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下 ・出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 ・連続して警告に該当した場合	振り込まれません。	授業料の減免はありません。
警告	・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下 ・GPAが下位4分の1の場合 ・出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること。	振り込まれます。	授業料は減免されます。
継続	廃止、警告以外の者	振り込まれます。	授業料は減免されます。

高等教育の修学支援新制度 家計が急変したとき

本奨学金は、やむを得ない事由により家計が急変（事由発生時点から3か月以内）した方で、次表のいずれかに該当する場合、**年度の途中においても出願が可能**です。

ただし、**該当する事由を証明する書類が提出できない場合は出願できません！**

※〔事由対象者〕とは、主たる家計支持者（父または母など）を指します。

※貸与奨学金の緊急・応急採用は「出願可能な事由」が異なります。詳細は、日本学生支援機構貸与奨学金「[家計が急変したとき](#)」ページをご確認ください。

1. 対象者の要件

(1) 家計急変の事由

事 由 ※家計の急変が伴わない場合、出願不可です。	証 明 書 類
A. 生計維持者の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 住民票（死亡日記載）
B. 生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により半年以上、就労が困難な場合	医師による診断書および病気休職中であることの証明書
C. 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）	下記のいずれか ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証
D-1. 震災・火災・風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（または両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書
D-2. 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、生計維持者（※）が雇用保険の加入対象外（自営業者等）であって、失職や収入減少した場合 ※本人が住民税を課税されていた場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により失業等した場合も含まれます。	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書 ※証明書類を提出できない場合は、別途ご相談ください。

※次の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除き、対象とはなりません。

- ・ 生計維持者の離婚または失踪
- ・ 定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ・ 雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

(2) 所得に関する要件

学生等本人及び生計維持者の収入から支給額算定基準額（課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額））を算定し、家計基準（通常の定期採用と同様）を満たすことが必要です。

※ 支給額算定基準額の算定について、以下の①②の合計額により家計基準を判定します。

① 家計急変の事由に該当する生計維持者

支援開始月から最初の3か月間の支給額算定基準額は0円とみなします（進学（進級）までに家計急変があった場合や、家計急変の事由が事故・病気等で休職期間中に給与が発生している場合を除く）。

② 学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者

最新の「所得（課税）証明書」に基づき、それぞれの者について支給額算定基準額を算出します。

(3) その他の要件

学業等に係る基準、家計に係る基準のうち資産基準、大学等への入学時期等に係る基準、在留資格等に係る基準については、定期採用における要件と同じです。

※奨学金支給期間中、3か月ごとに（提出した給与明細等の証明書が12ヶ月分以上となった後は、1年ごと）に、機構が家計急変に該当する生計維持者の[給与明細書等]に基づき、収入に係る基準による支援区分の見直しを行います。

2. 申請時期…随時、受付を実施しておりますが、下記（1）または（2）を満たしている必要があります。

（1）家計急変事由発生日から3か月以内に学校への申込みが必要。

（例）事由発生日が4月1日なら7月1日までの申込み

（2）新入生については、入学前々年の1月（入学の27か月前）以降に家計急変した学生等の場合、入学月から3か月以内（2022年4月入学者は2022年6月末日まで）の申込みが必要。

3. 申請方法

該当者は、各カレッジに相談の上、指示に従ってください。

4. その他

制度の概要については、[機構HP](#)をご確認ください。

東海大学奨学金（大学独自の奨学金）

※入学後に公募される奨学金のみを掲載しています。特定の学部のみを対象としたもの等、下記以外の奨学金については、[オフィシャルサイト](#)をご参照ください。

※出願期間や発表時期、願書の配布場所、方法については、在籍しているカレッジに直接お問い合わせください。

松前重義記念基金 学部奨学金（2種）【給付】

応募者の中から、各学部・学科にて人物・学業成績等を総合的に審査し、優秀な学生に対し給付します。

給付金額	1セメスターにつき10万円	
出願資格	学部生【第2セメスター以上の学生（編・転入学生含む）】 ※留学生は私費留学生のみ	
出願期間	春学期：4月上旬～4月下旬	秋学期：9月下旬～10月上旬
出願書類	願書（配布場所等はTIPSにて確認してください）	
出願方法	願書に必要事項を記入・押印のうえ、期日までに指定の場所へ提出してください。	
採用発表	春学期採用者 8月上旬 → 振込時期 9月中旬～9月下旬（予定）	
	秋学期採用者 12月中旬 → 振込時期 1月下旬～2月上旬（予定）	
採用期間	半期ごとの採用	
備考	学部奨学金（1種）は大学が選考するため、公募は実施しません。	

東海大学大学院研究奨励奨学金【給付】

応募者の中から、各研究科・専攻にて人物・学業成績等を審査し、優秀な大学院生に対し、給付します。

給付金額	（1種）年額 60万円（春学期、秋学期ともに30万円） （2種）年額 36万円（春学期、秋学期ともに18万円） （3種）年額 12万円（春学期、秋学期ともに6万円）	
出願資格	（1種）博士課程・博士課程（後期）に在籍し、人物・学業成績ともに優れた大学院生 （2種）修士課程・博士課程（前期）に在籍し、人物・学業成績ともに優れた大学院生 （3種）修士課程・博士課程（前期）に在籍し、人物・学業成績ともに優れた大学院生	
出願期間	春学期入学者：4月上旬～4月下旬	秋学期入学者：9月下旬～10月上旬
出願書類	①願書（配布場所はTIPSにて確認してください） ②収入に関する証明書（定職についている大学院生のみ） ③出身大学・大学院の成績証明書（他大学卒業の1年次生のみ）	
出願方法	願書に必要事項を記入・押印のうえ、期日までに指定の場所へ提出してください。	
採用発表	春学期採用者 8月上旬 → 振込時期 9月中旬～9月下旬（予定）	
	秋学期採用者 12月上旬 → 振込時期 1月下旬～2月上旬（予定）	
採用期間	1年間	

松前重義記念基金 建学記念奨学金（建学記念論文）【給付】 学部生対象

大学が指定したテーマに沿って論文を提出し、審査の結果、論文が優秀な学生に奨学金を給付します。

給付金額	最優秀賞 20万円・優秀賞 10万円・入選 5万円
出願資格	学部生
出願書類	①作成した課題論文（文字の大きさ、余白等に指定があります。） ②指定の表紙（窓口にて配布） ③論文データ（手書きの場合は不要）
出願方法	作成した課題論文に指定の表紙をつけ、奨学金担当窓口へ提出してください。 （実際のテーマについては、募集要項にて確認してください。）
出願期間	4月1日～7月31日（詳細は募集要項にて確認してください。）
採用発表	11月上旬（予定）

松前重義記念基金 自己研鑽奨学金【給付】 学部生・大学院生対象

文化活動、スポーツ活動、社会活動、ボランティア活動等の各分野において優れた計画をもち、その実現に向けて努力している学生に対して計画の達成を支援するために奨学金を給付します。

（採用者は、翌年3月末までに活動結果報告書を提出する必要があります。）

給付金額	個人の部・・・30万円以内	グループの部・・・50万円以内
出願資格	個人の部・・・本学に在籍する学部生・大学院生で、 個人 としての活動 グループの部・・・本学に在籍する学部生・大学院生で、 2名以上 としての活動	
条件	①申請できる活動は申請時点において活動中、あるいは活動計画が決定しており、翌年3月までに結果報告ができること（すでに活動が終了したものは対象外です）。 ②継続採用は、前回の活動内容に比べ発展性が認められる場合、選考委員会の議を経て、原則として連続2回まで採用が認められます。 ③予備選考の際にはプレゼンテーションをしていただく場合があります。	
対象と ならない 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の単位修得に関わる活動 ・資格取得のための活動 ・卒業研究、修士・博士論文作成に直接関連する活動 ・学会発表のみを目的とした研究活動 ・就職活動 ・学内公認団体としての活動 ・チャレンジセンター等大学からの援助を受けている活動 ＊校友会、後援会等からの援助を除く ・協会などからの援助やスポンサーがある活動 ・研修航海中の活動 ・「世界青年の船」及びそれに準ずる応募型の研鑽活動 ・応募型のボランティア活動 <p>※個人の競技（資格）または団体で、世界大会またはそれと同等と判断される大会へ参加する活動や自主的に計画したボランティア活動は可。</p>	
出願書類	願書および活動内容の詳細を記した各種資料	
出願方法	願書に必要事項を記入のうえ、関連する資料等を添付して、期日までに奨学金担当窓口へ提出してください。	
出願期間	（前期）4月1日～5月8日	（後期）5月9日～7月31日
採用発表	（前期）6月下旬予定	（後期）11月上旬予定

キャンパス間留学奨学金【給付】 学部生・大学院生対象

東海大学キャンパス間留学制度に基づき履修を認められた学生に対し、奨学金を給付します。
(セッションコースを除き、在学中1回に限る)

給付金額	在籍校舎および派遣先校舎両方への通学が自宅外からの場合・・・28万円 在籍校舎または派遣先校舎片方への通学が自宅からの場合・・・14万円 関東地区と静岡地区とのキャンパス間留学の場合・・・14万円 学校法人東海大学が設置する教育研究施設の場合・・・14万円 セッションコースの場合・・・2万円
出願資格	東海大学キャンパス間留学制度に基づき履修を認められた学生で、通算GPA値が1.0以上である者。
採用期間	キャンパス間留学の期間中

※キャンパス間留学の申請時期については、各カレッジへお問い合わせください。

ワークスタディ奨学金【給付】

人物、学業成績ともに優れ、経済的理由により修学困難な学生を対象に、年間200時間を学内の各部署で勤労作業を行うことにより奨学金を給付します。勤労作業の対価として奨学金が給付されるため、強固な決意と信念が必要です。

給付金額	月額2万5千円(毎月給付)
出願資格	以下のセメスターに在籍しており、学費の支弁が困難であり、勤労作業を確実に遂行・消化できる者。(勤務態度不良者は、途中で廃止となる場合もあります。) 学部生・・・第6セメスターまで 大学院生・・・(M)第2セメスターまで、(D)第4セメスターまで
出願書類	願書、家計支持者の収入に関する証明書等
出願方法	①願書を受取後、内容を十分に確認し、必要書類を添えて奨学金担当まで提出してください。 ②書類選考後、7月上旬～中旬を目安に面接を行います。
出願期間	5月下旬～6月上旬まで
採用発表	8月初旬～8月下旬
採用期間	10月～翌年9月までの1年間(1年毎に継続審査を行います) 学部生・・・最長3年間 大学院生・・・(M)1年間のみ、(D)最長2年間
作業内容	行事・図書・入試広報・教務・スポーツ・情報システム 等

【注意】

ワークスタディ奨学金の採用後の作業部署(配属先)については、大学側で決定します。
また、原則として採用後の作業部署の変更も認めていません。

応急奨学金【貸与・無利子・学費減免】 学部生・大学院生対象

●日本学生支援機構奨学金の貸与を最大限受けていることが条件となります。

天災や人災等により家屋が被災、あるいは家計支持者等の死亡・失職・入院等により、家計が急変し学費の納入が困難になった学生に対し、奨学金を貸与します。

貸与金額	学費相当額（60万円以内）（原則、学費減免の形で貸与）
出願資格	①学業、人物ともに優れ、最短修業年限にて卒業・修了見込みの者。 ②貸与は原則として当該学期のみですが、次学期に限り再申請可能です。 ③学部学生は第5セメスター以上（医学部医学科は5年次生以上）に在籍していること。 ④日本学生支援機構奨学金の貸与を、すでに最大限受けていること。
出願書類	①願書 ②その他、家計急変事由を証明する必要書類
出願方法	当該学期の学費納付期限までに、奨学金担当にご相談ください。 ※本奨学金は、 学費延納願の提出が必須 です。除籍になると出願できません。 ※学費延納願の手続きは、学籍担当での対応になります。詳しくは、各カレッジに直接お問い合わせください。
出願期間	各学期の学費納入期限まで

地方公共団体・一般育英団体奨学金

各都道府県・市区町村や民間の育英団体が事業主体の奨学金です。
応募資格として、出身地域や在籍学部（学科）等を指定されることがあり、採用人数も多くありません。

募集時期は団体によって異なりますが、多くの奨学金の募集時期は **4月～5月** に集中します。
応募形態には、大別すると次の2通りがあります。

- ①大学を經由して募集する奨学金 → 必要書類を奨学金担当に提出（郵送）します。
- ②大学を經由せずに募集する奨学金 → 各自団体HP等で確認の上、直接申込みをしてください。

①大学を經由して募集する奨学金(奨学金担当にて申込む)		②大学を經由せずに募集する奨学金(直接申し込む)	
申込書受付 ↓	地方公共団体・一般育英団体奨学金の募集掲示を見て、出願資格や必要書類等を事前に確認し、申請する場合は奨学金担当まで手続きを行なってください。	申込書の入手 ↓	HP等で地方公共団体・一般育英団体奨学金の募集要項を見て、出願資格等を事前に確認し、申込書を入手します。
学内選考 ↓	出願締切後、学内選考を行います。推薦内定者にはTIPSで連絡します。学内選考に漏れた方には連絡しませんので、ご承知おきください。学内選考のない奨学金については、直接団体に推薦します。	↓	
出願手続き ↓	推薦内定者には、団体指定の出願書類をお渡しします。出願書類を作成後、必ず指定された期日までに奨学金担当に提出してください。		
各団体へ推薦 ↓	大学推薦の場合は、大学で取りまとめて各団体へ送付します。		各団体へ申込 ↓
採否の決定	団体からの採否通知が届き次第、該当者にTIPSで連絡します。大学から推薦された場合でも各団体での選考の結果、不採用となる場合があります。	採否の決定	団体より直接選考結果が届きます。

募集の案内は各キャンパス（カレッジ）ごとに、掲示またはTIPS上で実施されます。所属するキャンパス、カレッジごとに対応が異なる場合がありますので、ご注意ください。

【募集掲示の見本】 大学を經由して募集する奨学金

- ① 出願資格を満たしているか、よく確認してください。
- ② 提出書類については、**すべて揃えてから奨学金担当に提出**してください。
- ③ 要項・出願書類の入手方法が記載されています。
- ④ 提出期限は、必ず守ってください。

名称(No.X)	TOKAI 奨学金基金
対象	学部1年生
金額	月額 30,000 円 (給付型) ①
出願資格	・学業成績、品行方正で経済的理由により就学が困難な者 ・日本国籍を有する者 ・他の給付型奨学金を受給している者は不可
提出書類	① 地方公共団体・一般育英団体奨学金申込書(大学指定用紙) ② ② 奨学生推薦状 ※指導教員による作成 ③ 成績証明書 ※高校時の調査書 ③
申込方法	各カレッジの奨学金担当にお問い合わせください。 ③
提出場所	各カレッジの奨学金担当にお問い合わせください。
提出期限	20XX 年 4 月〇〇日 (△) まで ④
学内選考日	20XX 年 4 月□□日 (◇) まで ※本学から財団へ推薦が決定した方には、TIPS でご案内します。 お見逃しのないようご注意ください。 (学内選考に漏れた場合は連絡しません)

「学内選考」のための用紙について

学内選考を行う奨学金の場合、大学指定の「**地方公共団体・一般育英団体奨学金申込書**」の提出も必要です。提出書類に含まれていた場合、各カレッジの奨学金担当等から取得、または TIPS 等から取得してください。

(キャンパスによって対応が異なる場合がありますのでご注意ください。)

point!

- ① 地方公共団体・一般育英団体奨学金の募集の多くは4月～5月に集中しますので、希望者は、年度初めに**掲示やTIPSを確認**するようにしてください。
- ② 学内選考を行う場合、学内選考を経て、各団体に推薦するまでに時間的余裕がないので、**必要書類は事前に準備しておいてください。**
- ③ 「学生直接申込」と記載されている奨学金は、**各自で、各団体のHP等で必要書類を入手**して期日までに団体に直接申し込んでください。

大規模自然災害等被災学生支援制度

東海大学では、大学院・大学に在籍する学生の家族が地震・台風等の大規模な自然災害等により被災した結果、経済的に修学困難な状況と認められた場合に、被災状況等により学費等納付金を減免する支援制度等を設けています。

1. 対象者

原則として、学費等納付者が「災害救助法適用地域」に在住し被災された方または単身赴任又は出張等で重度の被災（死亡、行方不明、重傷）を受けた方

2. 対象となる被害内容

次のいずれかに該当する場合

- (1) 全壊・半壊, 全焼・半焼, 流失・浸水
- (2) 学費等納付者の死亡、行方不明、重傷による入院
- (3) 自営業の維持及び再開の見通しが立たない場合
- (4) 学費等納付者の会社が倒産又は失職等に伴い家計状況が著しく悪化した場合
- (5) 家屋等破損により生活に困窮を来している場合

3. 支援内容

1) 学費等納付金

被災状況等により、学費等納付金の中から授業料、教育運営費、施設設備費を1年あるいは半年間分を免除します。

2) 東海大学後援会奨学金〔給付〕

東海大学後援会では、不測の事態（火災、風水害、震災等）に遭遇し、家計が急変し、修学が困難になった場合に一時金として5万円または10万円、もしくは月額1万円から5万円（最長1年間）を給付します。

3) 東海大学学生安全会見舞金制度〔給付〕

学生安全会では救済が必要と判断された学生に対して見舞金を給付します。ただし、「東海大学学生安全会」に加入している者のみを対象とします。

学費融資制度

学費納入が困難な学生を対象に、代表的な国の公的教育ローン「日本政策金融公庫」のほか、本学と提携した信販会社の教育ローンを導入しています。

(お問い合わせ・お申し込みについては、直接、各金融機関へお尋ねください。)

本学提携機関 ※ローン名をクリックするとHPに移行します。

金融機関名 ローン名	ローン概要	融資限度額	問い合わせ先
信販会社	(株)ジャックス MUFG グループ【JACCSの教育ローン】 <金利> 実質年率 2.5% (固定) ※審査は最短 1 日 ※Web で 24 時間 365 日 お申込み可能 (2022 年 4 月 1 日現在)	500 万円 以内	ジャックスコンシューマードesk TEL 0120-338-817 受付時間 10:00~19:00
	(株)オリエントコーポレーション【学費サポートプラン】 <金利> 実質年率 2.5% (固定) ※審査は最短 1 日 ※Web で 24 時間 365 日 お申込み可能 (2022 年 4 月 1 日現在)	500 万円 以内	オリентコーポレーション 学費サポートデスク TEL 0120-517-325 受付時間 9:30~17:30
	SMBC ファイナンスサービス(株)【セディナ学費ローン】 <金利> 実質年率 2.5% (固定) ※Web で 24 時間 365 日 お申込み可能 (2022 年 4 月 1 日現在)	500 万円 以内	SMBC ファイナンスサービス カスタマーセンター TEL 050-3827-0375 受付時間 9:30~17:00

本学取扱い機関 ※ローン名をクリックするとHPに移行します。

金融機関名 ローン名	融資限度額	問い合わせ先
公的機関 日本政策金融公庫【国の教育ローン】	350 万円以内	教育ローンコールセンター TEL 0570-008656

◎融資条件や融資金利については、各金融機関によって異なります。希望する金融機関へお問い合わせください。

◎日本政策金融公庫とは、提携を結んでおりません。

◎詳細についてはホームページを確認してください。

学費延納制度

経済的な理由などにより、期限までに学費が納入できない場合は、学費延納の手続きをとることができます。早めに学籍担当にご相談ください。

【学費延納願提出期限および延納願提出時の学費納入期限】

学期	延納願提出期限	延納願提出時の学費納入期限
春学期	4月20日まで	6月20日まで
秋学期	10月20日まで	12月20日まで

※土・日・祝日と重なった場合など、年度によって変動します。
※新生生については、入学前に春学期学費（第1 Semester 分）を納入済みです。

【学費延納時の注意！】

- ・学費延納願を提出し、許可された場合、学費納入期限は2か月延長されますが、所定の期日までに学費が納入されない場合は「除籍」となります。
- ・「除籍」となった場合、所定の期日までに学費および復籍金を納入し手続きを行うことで、「復籍」することができますので、早めに教務担当に相談してください。

【奨学金が受給中に除籍になった場合の注意！】

奨学金受給中に除籍となった場合は、奨学金が振込保留となる場合があります。
所定の期日までに学費納入後、手続きを行なうことで振込解除となるので、事前に奨学金担当にご相談ください。

奨学金に関する問い合わせ先

- ・奨学金に関する最新情報は、各キャンパス（カレッジ）の窓口か、TIPS内で流れる募集案内等で確認してください。
- ・お電話での問い合わせの場合、所属校舎ごとに番号が異なりますのでご注意ください。

湘南キャンパス・・・0463-58-1211
代々木キャンパス・・・03-3467-2211
高輪キャンパス・・・03-3441-1171
静岡キャンパス・・・054-334-0411
伊勢原キャンパス・・・0463-93-1121
熊本キャンパス・・・096-382-1141
札幌キャンパス・・・011-571-5111